

下松市広告付き窓口番号案内システム設置業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

市民課窓口の混雑緩和や円滑な案内、待ち時間の快適化を図るとともに、モニターを設置し、広告及び行政情報を放映することで、自主財源の確保と市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

この要領は、下松市広告付き窓口番号案内システム設置業務の受託者となり得る者を特定するための公募型プロポーザルの実施について必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

(1) 業務名

下松市広告付き窓口番号案内システム設置業務

(2) 業務内容

下松市広告付き窓口番号案内システム設置業務仕様書による。ただし、仕様書の内容以外に、下松市の特性を踏まえた独創的な支援内容を提案書に記載することは差し支えない。

(3) 事業期間

契約締結の日を開始日とし、システム運用開始予定日から5年間

(4) 委託料

無償とする。

(5) 担当課

下松市生活環境部市民課

3 受託者選定方針

(1) 方式

公募型プロポーザル方式

(2) 選定審査

下松市広告付き窓口番号案内システム設置業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）により行う。

(3) 選定審査方法

企画提案書の内容により、評価基準項目に基づき審査を行う。委員会の委員の合計点数が最上位の者かつ標準点数以上（合計の60%）である者を優先交渉する事業者（以下「最優秀提案者」という。）と選定することとし、1者のみの参加申込の場合においても選定審査を実施する。

(4) 選定審査結果の通知及び公表

最優秀提案者の決定の後、企画提案書の提出を行った全ての事業者に対し文書で通知するとともに、最優秀提案者の名称を下松市ホームページ上で公表する。

4 実施スケジュール（予定）

令和3年9月27日（月）	プロポーザル公告日
令和3年10月11日（月）	参加申込期限
令和3年10月15日（金）までに発送	資格審査結果通知
令和3年10月18日（月）～ 10月22日（金）	質問受付期間
令和3年10月26日（火）	質問回答期限
令和3年10月28日（木）～ 11月11日（木）	企画提案書提出期間
令和3年11月中旬から下旬までの日	企画提案審査 （プレゼンテーション・ヒアリング）
令和3年11月下旬	選定結果通知・公表
令和3年12月～令和4年2月	設置、広告主の募集
令和4年2月28日（月）	運用開始

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、公告の時点で次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員

をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

- (3) 公告の日から審査選定の日までの間のいずれの日においても、本市若しくは他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 過去5年間において、他の地方公共団体において、広告付き窓口番号案内システム設置業務の実績を有すること。

6 参加申込書等の提出手続

(1) 提出書類

次に掲げる書類各1部を提出すること。

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 業務実績書（様式第2号）

ウ 登記事項証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの）

エ 会社概要（様式第3号）

オ 納税証明書

・ 国税の納税証明書

※ 法人税、所得税、消費税及び地方消費税納税証明書

・ 市税の完納証明書

※ 下松市内に事業所を有する場合

(2) 提出期限 令和3年10月11日（月）午後5時必着

(3) 提出方法

下松市生活環境部市民課戸籍住民係に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留等の送付記録が残る方法にて提出期間最終日までに必着とすること。

(4) 資格審査結果通知

提出された参加申込書等に基づき、下松市生活環境部市民課戸籍住民係において本プロポーザルの参加資格の有無を審査の上、令和3年10月15日（金）までに結果を発送する。

7 質問及び回答

実施要領、仕様書、企画提案書作成等に関する質問は、参加申込みの予定がある者が行うものとし、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出様式

質問書（様式第4号）により提出すること。

(2) 提出期間

令和3年10月18日（月）から令和3年10月22日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出方法

下松市生活環境部市民課戸籍住民係に持参、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出すること。

※FAXの場合は、着信確認を行うこと。

※メール送信の場合は、件名に「下松市広告付き窓口番号案内システム設置業務」と記した上で送信すること。

(4) 回答

受付を行った質問の回答については、その都度、下松市のホームページにおいて公開する。ホームページに掲載した回答事項については、本募集要領（仕様書を含む。）と一体のものとして効力を有するものとする。したがって、質問の有無に関わらず確認のこと。

8 企画提案

(1) 提出書類 企画提案書（様式第5号）を正本1部、副本6部提出すること。

(2) 提出期間

令和3年10月28日（木）から令和3年11月11日（木）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出方法

下松市生活環境部市民課戸籍住民係に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期間最終日までに必着とすること。

(4) 企画提案書の内容

次の事項について、項目ごとに、できるだけ詳細に記載すること。様式は任意とするが、A4版（縦・横は自由）で作成すること。

ア 企画提案の概要・コンセプト

イ 設備本体（筐体）の構造、設置方法

ウ 設置イメージ図・設置立面図（寸法等）

- エ 設置するシステムの仕様・操作方法
(番号札発券機、受付番号案内表示、モニター表示内容等)
 - オ 放映する広告及び行政情報の作成方法並びにデータ更新方法
 - カ 設置までのスケジュール(広告主募集、搬入設置等)
 - キ 保守点検、維持管理、メンテナンスの体制等
 - ク 市民サービスの向上が見込まれる機能や設備等に関する独自の提案
- (5) 企画提案書等の作成及び提出に係る留意事項

- ア 仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項を示すなど、当該業務が本市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案に努めること。
- イ 提出後、企画提案書の再提出及び修正は一切認めない。

9 参加辞退

参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届(様式第6号)を提出すること。

10 企画提案の審査等について

本プロポーザルの審査は、委員会において、提出された企画提案書の提案内容について評価基準項目により総合的に評価を行い、最優秀提案者を特定する。ただし、最高得点者が2者以上いる場合は、委員会の会長が決定する。

(1) プレゼンテーション・ヒアリング

プレゼンテーション・ヒアリングは非公開で実施する。概略は次のとおりとし、詳細な実施日時等については、企画提案書等の提出を要請した参加者に対して別途連絡する。

- ア 期日 令和3年11月中旬から下旬までの日
- イ 場所 下松市役所内
- ウ 出席者 プレゼンテーション会場の入室者は3名以内とする。
- エ 所要時間 1法人当たりの説明時間は30分以内、質疑応答10分程度とする。

(2) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、契約候補者を選定後、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、下松市ホームページで公表する(契約候補者以外の参加者名は非公開)。

(3) その他

ア プロポーザルへの参加者が1者であっても審査会による審査を行い、設置事業者としての適性を認められた場合にのみ、設置事業者として選定する。

イ プレゼンテーションでスライドやパワーポイント等を使用する場合は事前に報告し、使用するパソコン等については参加者で用意し、プロジェクター及びスクリーンは市で用意する。

1.1 契約の締結について

審査結果に基づき決定した最優秀提案者と随時、契約交渉を行う。最優秀提案者が資格要件を欠くと判断されたとき、又は随意契約の交渉が不調となったときは、次点者と順次、随意契約の交渉を行う。なお、企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容等については、市との協議により決定する。

1.2 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

- (1) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) その他選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行った場合

1.3 その他

- (1) 提出書類の様式については、下松市ホームページ上で提供するので確認すること。
- (2) 企画参加者1者につき、参加申込及び提案は1つとする。
- (3) 企画提案書等の提出後、本市より補足資料の提出を求めることがある。
- (4) 企画参加者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。
- (5) 本プロポーザル参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (6) 本プロポーザルに係る提出書類は返却しない。
- (7) 本要領の定めのない事項及び疑義が生じた場合には、協議により定めることとする。
- (8) 審査の経緯及び結果についての異議申立ては受け付けない。

(9) 新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、本プロポーザル方式の手續等の一部を変更する場合がある。その場合は、別途通知する。

1.4 各種提出先及び問合せ先

住所：〒744-8585 山口県下松市大手町3丁目3番3号

担当：下松市生活環境部市民課戸籍住民係

電話：0833-45-1822

FAX：0833-45-0060

電子メールアドレス：jyumin@city.kudamatsu.lg.jp